

IASB Update

2018年11月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュール・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2018 年 11 月 14 日（水）と 15 日（木）にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [IFRS 第 17 号「保険契約」](#)
- [基本財務諸表](#)
- [IFRS 適用上の論点](#)
- [経営者による説明](#)
- [負債の流動又は非流動への分類（IAS 第 1 号の修正）](#)
- [「概念フレームワーク」への参照の更新（IFRS 第 3 号の修正）](#)
- [料金規制対象活動](#)

保険契約—発効日に関する IFRS 第 17 号の修正を検討することの影響（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は 2018 年 11 月 14 日に会合し、IFRS 第 17 号「保険契約」の修正の検討が下記に与える影響について議論した。

- IFRS 第 17 号の発効日
 - IFRS 第 4 号「保険契約」における IFRS 第 9 号「金融商品」の適用の一時的免除の期限満了日
- IFRS 第 17 号の修正を検討すべきかどうかを考慮する計画、及びそうした考え得る修正の評価基準を踏まえて、審議会は次のことを暫定的に決定した。
- IFRS 第 17 号の強制発効日を 1 年延期して、IFRS 第 17 号を 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを企業に要求するようすべきである。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
 - したがって、IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の固定された期限満了日を修正して、すべての企業が 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に IFRS 第 9 号の適用を要求されるようすべきである。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

今後のステップ

関連情報

今後の IASB 会議：
2018 年 12 月 10–14 日
2019 年 1 月 22–23 日
2019 年 2 月 6–8 日

IASB Update ニュースレターのアーカイブ

過去の IASB Update は [こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は [こちら](#)

プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は [こちら](#)

審議会は、2018年12月の会議で議論を継続する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は2018年11月14日に会合し、下記について議論した。

- a. 利息、税金、減価償却及び償却前の利益（EBITDA）
- b. 財務諸表の作成者を支援するためのひな型及び設例を開発すべきかどうか
- c. 財務業績の計算書における最低限の行項目についてのIAS第1号「財務諸表の表示」における表示の要求事項の考え得る修正

EBITDA（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は、財務業績の計算書においてEBITDAの表示を要求せず、注記における開示も要求しないことを暫定的に決定した。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

審議会はスタッフに、EBITDAを経営者業績指標とは考えられない指標のリストに追加することを目的として、EBITDAの説明又は定義の案を提示するよう依頼した。審議会は、EBITDAの説明又は定義は、営業利益の小計の提案を基礎として、減価償却及び償却の影響について調整することが考えられると提案した。

ひな形又は設例（アジェンダ・ペーパー21B）

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 本プロジェクトに関しての審議会の決定を例示するための強制力のない設例を開発する。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 下記についての設例を開発する。
 - i. さまざまな種類の企業についての財務業績の計算書
 - ii. 金融企業及び非金融企業についてのキャッシュ・フロー計算書（IAS第1号における現行の設例に基づく）
 - iii. 本プロジェクトで導入又は修正される注記

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

- c. 次のような種類の企業についての財務業績の計算書の設例を含める。
 - i. 非金融企業（機能別及び性質別）
 - ii. 投資不動産会社
 - iii. 保険会社
 - iv. 重要な投資活動を行っていない伝統的な銀行
 - v. 投資活動と顧客に対するファイナンス活動の両方を行っている銀行
 - vi. 保険を発行している銀行
 - vii. 投資活動を行っている製造会社
 - viii. 顧客へのファイナンスを提供している製造会社

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。審議会は、企業の種類についてのこのリストは、審議会の暫定的決定の金融企業への適用についての今後の議論を受けて改訂が必要となる可能性があることに留意した。

最低限の行項目（アジェンダ・ペーパー21C）

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 財務業績の計算書において表示を要求される行項目は、当該計算書の複数の区分で表示することが必要となる場合がある。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 「その他の財務収益」及び「その他の財務費用」を財務業績の計算書において表示を要求される行項目のリストに追加しない。14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。審議会はスタッフに、「その他の財務収益」及び「その他の財務費用」の定義を満たす項目は、重要性がある場合には、純損益計算書の財務区分に含まれる所要の行項目から分解して表示すべきである旨を文言作成の際に明確化するよう依頼した。
- c. 財務業績の計算書において「金融費用」を表示するというIAS第1号の第82項(b)における要求を削除する。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 行項目が財務業績の計算書において表示を要求されている場合には、営業区分における費用の分析方法を問わず、この要求により区分表示が必要となる旨を明確化する。14名の審議会メンバーの12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれるトピックの議論を今後のボード会議で継続する。

適用（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は2018年11月14日に会合し、適用及び維持管理のプロジェクトについて議論した。

有形固定資産：意図した使用の前の収入（IAS第16号の修正）（アジェンダ・ペーパー12A-12C）

審議会は、IAS第16号「有形固定資産」の修正案に対するフィードバックを検討した後に、「有形固定資産一意図した使用の前の収入」プロジェクトをどのように進めるべきかについて議論した。

修正案は、有形固定資産項目の取得原価から、当該資産を経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態に置く間に生産された物品の販売による収入を控除することを禁止するとしている。

審議会は、修正案をいくつかの修正を加えた上で進めることを暫定的に決定した。その修正には、次のことが含まれる可能性がある。

- a. 有形固定資産項目が経営者の意図した方法で稼働可能となる前に生産された物品の販売に関連したコストを企業がどのように識別するのかに関しての明確化
- b. 開示及び表示の要求事項

14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

今後のステップ

審議会は、修正案の修正について今後の会議で議論する。

仮想通貨（アジェンダ・ペーパー12D）

審議会は、仮想通貨の保有及びイニシャル・コイン・オフリングを会計処理するために企業が既存のIFRS基準をどのように適用する可能性があるのかに関して、IFRS解釈指針委員会（委員会）から提供された情報を検討した。

審議会は、仮想通貨の保有について基準設定が必要かどうかについての委員会の助言も検討した。

審議会は、仮想通貨の保有又はイニシャル・コイン・オフリングに関するプロジェクトを現時点では作業計画に追加しないことを決定した。その代わりに、審議会は仮想資産の動向をモニターすることを決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、企業が仮想通貨の保有に既存のIFRS基準をどのように適用するのかを説明するアジェンダ決定の公表を検討するよう委員会に依頼することも決定した。

14名の審議会メンバーのうち7名がこの決定に賛成し、7名が反対した。議長が追加の投票権を行使し、決定を支持する8対7の投票結果とした。

今後のステップ

委員会は、今後の会議で審議会の要請について検討する。

不利な契約—契約履行のコスト（アジェンダ・ペーパー12E）

審議会は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正案の早期適用を認めることを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、公開草案を2018年12月に公表する予定である。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

審議会は、2018年11月14日に会合し、経営者による説明の目的及び当該目的を補強するガイダンスについて議論した。

経営者による説明の目的（アジェンダ・ペーパー15A）

スタッフは、経営者による説明の目的は、財務諸表の主要な利用者に、企業の将来の正味キャッシュ・フローについての見通し及び企業の経済的資源についての経営者の受託責任を評価するために有用な、過去の財務上及び事業上の情報及び分析を提供することによって、財務諸表に文脈を与えることであるとすべきであると提案した。

審議会は、今回の会議では正式に投票しなかったが、当該目的及びそれを補強するためのガイダンスについてのスタッフの提案について大まかに合意した。しかし、審議会はスタッフに、次のことについてさらに明確にすることが可能かどうか検討するよう依頼した。

- a. 過去の情報と将来予測的な情報が経営者による説明において果たす役割
- b. 経営者による説明の目的と財務諸表の目的との相違

分析及び議論において、審議会はアジェンダ・ペーパー15Bに示されたスタッフの調査を考慮した。

今後のステップ

審議会は、経営者による説明における重要性の適用及び経営者による説明の作成原則について2019年1月及びその後のボード会議で議論する予定である。経営者による説明の協議グループの第2回の会合が2019年1月11日に開催される。審議会は、この会議からのフィードバックについて今後のボード会議で議論する。

負債の流動又は非流動への分類（アジェンダ・ペーパー29）

審議会は、2018年11月15日に会合し、公開草案「負債の分類」（IAS第1号「財務諸表の表示」の第69項から第76項の修正を提案している）に対するコメントについての議論を継続した。

審議会は、公開草案で提案したとおり、IAS 第 1 号は、企業が報告期間の末日現在で負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利を有していない場合には、負債を流動に分類することを企業に要求すべきであると暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

審議会は、企業が決済を延期する権利は実質的なものでなければならない旨の注意書きを IAS 第 1 号に追加することを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。1 名は欠席した。

審議会は、IAS 第 1 号において次のことを明確化することを暫定的に決定した。

- a. 企業が決済を延期する権利は下記の影響を受けないこと
 - i. 企業が当該権利を行使するかどうかについての経営者の予想
 - ii. 報告期間の末日と財務諸表の公表の承認日との間での負債の決済
- b. これらの要因は負債の分類に影響を与えないが、企業は IFRS 基準の開示要求に準拠するためにこれらに関する情報を開示することが必要となる場合があること

14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。1 名は欠席した。

審議会は、IAS 第 1 号の要求事項と米国の財務会計基準審議会が開発している債務の分類に関する要求事項との差異について議論し、IAS 第 1 号の追加的な修正を検討しないことを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。2 名は欠席した。

今後のステップ

審議会は、資本決済の要素を含んだ負債の分類について、今後の会議で議論する。

「概念フレームワーク」への参照の更新（IFRS 第 3 号の修正）（アジェンダ・ペーパー10）

IFRS 第 3 号「企業結合」の第 11 項は、国際会計基準委員会が 1989 年に公表し審議会が 2001 年に採用した「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」を参照している。

審議会は、2018 年 11 月 15 日に、審議会が 2018 年 3 月に公表した「財務報告に関する概念フレームワーク」をその代わりに参照するように IFRS 第 3 号を更新すべきかどうか、また、その場合にどのように更新すべきかを決定するために会合した。

審議会は、他の修正を加えずにこの参照を更新すると、IFRS 第 3 号の要求事項と IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」及び IFRIC 第 21 号「賦課金」の要求事項との間に矛盾を生じる可能性があるという結論を暫定的に下した。しかし、この更新は実務において他の重大な矛盾を生じさせない。

14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの結論に賛成し、1 名が反対した。1 名は欠席した。

審議会は、IAS 第 37 号を修正する将来の考え得るプロジェクトを待たずに、この更新のプロセスを直ちに開始することを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの結論に賛成した。1 名は欠席した。

審議会は、参照の更新と IFRS 第 3 号における当初認識の要求事項への例外の追加によって、IFRS 第 3 号と IAS 第 37 号（IFRIC 第 21 号によって解釈された形での）との間の矛盾を避けるための提案を開発することを暫定的に決定した。この例外は、IFRIC 第 21 号の範囲に含まれる賦課金及び IAS 第 37 号の範囲に含まれる他の負債を取得時に認識すべきなのは、IFRIC 第 21 号又は IAS 第 37 号をそれぞれ適用すれば負債として識別される場合のみであると定めることになる。

14名の審議会メンバーのうち12名がこの結論に賛成し、1名が反対した。1名は欠席した。

今後のステップ

審議会は、IFRS第3号を修正する提案をどのように開発すべきか及び経過措置の要否を検討する。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は2018年11月15日に会合し、「定義された料金規制」の対象となる活動について開発中の会計モデルについて議論した。アジェンダ・ペーパー9Aは、情報目的のみで審議会のこれまでの暫定的決定の要約を提供した。

本モデルとIFRS基準との相互関係（アジェンダ・ペーパー9B）

他のIFRS基準の要求事項への例外

審議会は、IAS第36号「資産の減損」及びIFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の測定に要求事項は、規制資産及び規制負債に適用すべきではないと暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

審議会は、本モデルとIFRS第3号「企業結合」との相互関係の諸側面について議論し、スタッフに、今後の会議での議論のための追加的な分析を行うよう依頼した。

他のIFRS基準の適用可能性に関するガイダンス

審議会は、本モデルには、IAS第12号「法人所得税」との相互関係に関する適用指針（IFRS第14号「規制繰延勘定」のB10項における適用指針と同様）を含めるべきであると暫定的に決定した。しかし、審議会は、他のIFRS基準が規制資産、規制負債、規制収益及び規制費用に対して他の資産、負債、収益及び費用に適用されるのと同じように適用されるという明示的な記述（IFRS第14号の第16項で規制繰延項目について行われている記述と同様）は含めないことを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

表示及び開示の要求事項を通じての規制項目の分離

審議会は、本モデルは、企業が他のIFRS基準を用いて認識した資産、負債並びに正味の収益及び費用から小計を用いて規制項目を分離するというIFRS第14号における表示及び開示の要求事項を引き継ぐべきではないと暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

他のIFRS基準との相互関係に関する要求事項及びガイダンスの記載場所

審議会は、本モデルと他のIFRS基準との相互関係に関する要求事項及び適用指針は、当該他の基準に追加するのではなく、料金規制対象活動に関する将来の基準に含めるべきであると暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

表示及び開示（アジェンダ・ペーパー9C-9E）

審議会は、本モデルに関する表示及び開示の要求事項についての議論を2018年7月から継続した。

表示（アジェンダ・ペーパー9C）

財政状態計算書

審議会は、企業は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 規制資産と規制負債を、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」で要求している行項目に追加して独立の行項目として表示する。
- b. IAS 第 1 号を適用して、規制資産と規制負債流動又は非流動に分類する。ただし、流動性配列法に基づく表示を使用する場合は除く。
- c. 規制資産と規制負債を相殺するのは、顧客に課される同一の将来の料金の調整につながり、したがって、次のようになると見込まれる場合のみとする。
 - i. 解消のパターンと時期が同じである。
 - ii. 同じ規制上の枠組みにおいて生じる。かつ、
 - iii. 相殺する法的に強制可能な権利を企業が有している。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

審議会は、上記 c(i)から(iii)の条件が満たされる場合には相殺が認められるが、相殺を要求すべきではないことも暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。1 名は欠席した。

財務業績の計算書の純損益の部

審議会は、企業は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. すべての規制収益と規制費用を、その他の包括利益ではなく、純損益に表示する。
- b. 規制収益と規制費用を、IAS 第 1 号で要求している行項目に加えて、独立の行項目（規制収益又は規制費用の項目）として純額で表示する。
- c. 規制収益又は規制費用の行項目を、IAS 第 1 号で要求している収益の行項目のすぐ下に表示する。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

審議会は、企業は規制金利収益と規制金利費用を、規制収益又は規制費用の行項目の中に含めるべきであることも暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。1 名は欠席した。

審議会は、企業が、基本財務諸表において要求されている行項目を分解して追加の行項目又は小計を表示することが、IAS 第 1 号で要求されているように、企業の財政状態ないしは財務業績の理解への目的の適合性がある場合には、そのような表示を禁止しないことを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。1 名は欠席した。

開示目的及び開示要求事項（アジェンダ・ペーパー9D）並びに開示例（アジェンダ・ペーパー9E）

開示目的

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 定義された料金規制についての全体的な開示目的は、規制上の時点差異を生じさせる取引又は他の事象が企業の財務業績及び財政状態に与える影響に焦点を当てるべきである。目的を拡大して、全般的な規制環境及び経済環境に関する情報の提供を含めたり、定義された料金規制が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与えるすべての影響に関する情報を含めたりすべきではない。
- b. 具体的な開示目的は、財務諸表利用者が下記に役立つための情報に焦点を当てるべきである。
 - i. 規制上の時点差異が企業の財務業績に与える影響を、次の 2 つを区別することによって理解する。(1) 料金調整メカニズムを通じて補償される収益及び費用の変動と、(2) そのような補償のない収益及び費用の変動。

- ii. 企業の規制資産及び規制負債から生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性（見通し）を理解し評価する。
- iii. 企業の財政状態が、当期中に、規制資産及び規制負債の帳簿価額の変動を生じさせた取引又は他の事象からどのように影響を受けたのかを理解する。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

開示要求

審議会は、企業は下記を開示すべきであると暫定的に決定した。

- a. 純損益の中の規制収益又は規制費用を下記に分解した内訳
 - i. 規制資産の生成（それらの金額の理由に関する定性的情報及び定量的情報とともに）
 - ii. 規制負債の生成（それらの金額の理由に関する定性的情報及び定量的情報とともに）
 - iii. 規制資産の回収
 - iv. 規制負債の履行
 - v. 見積りの変更による規制資産及び規制負債の帳簿価額の変動（当該変動の理由に関する定性的情報及び定量的情報とともに）
- b. 期末現在の規制資産及び規制負債の帳簿価額の満期分析、並びに、規制資産の将来の回収又は規制負債の将来の履行がリスク及び不確実性からどのように影響を受けるのか
- c. 期末現在の規制資産及び規制負債の帳簿価額に反映された見積キャッシュ・フローを割り引くために使用された割引率又は割引率の範囲、並びに、相違がある場合には、規制機関によって承認された関連する規制上の金利又は収益率（それらの差異の理由に関する定性的情報及び定量的情報とともに）
- d. 規制資産及び規制負債の帳簿価額の当期首から当期末までの調整表

審議会は、企業は上記 a から d の開示要求を通じて提供される情報が全体的な開示目的を満たすのに十分かどうかを評価すべきであると暫定的に決定した。十分でない場合には、企業は当該目的を満たすために必要な追加の情報を開示すべきである。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

今後のステップ

審議会は、本モデルの他の側面についての議論を今後のボード会議で継続する予定である。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。